



仲間に出会う

二宮を守る

神奈川県消防協会  
湘南支部長表彰



(神奈川県消防協会湘南支部  
表彰実施要綱)  
第3条 前条第1号の表彰は、次の各号のいずれかに該当する者にこれを行う。  
(2) 消防団員(部長以上の者で団長の推薦する者)として、平素よく消防業務に精励し、その成績が特に優秀にして功績顕著な者



第3分団分団長  
山口一男  
(元町北)

第5分団副分団長  
里見拓  
(百合が丘3)

二宮町消防団  
精勤表彰(在職10年)



(二宮町消防団表彰規程)  
第6条 精勤表彰は、次の各号に該当する者であつて、団務に精励し、成績が特に優秀であると認められたものに対して行うものとする。  
(2) 在職年数が当該年度末において10年に達する者  
前項の表彰は(中略)同項第2号は町長が、表彰状及び記章を授与するものとする。ただし、特段の事由があるときは、この限りではない。



第4分団副分団長  
林賢史  
(中里)

第2分団班長  
金子裕司  
(下町)

第1分団班長  
村田秀行  
(釜野)

二宮町消防団  
精勤表彰(在職5年)



(二宮町消防団表彰規程)  
第6条 精勤表彰は、次の各号に該当する者であつて、団務に精励し、成績が特に優秀であると認められたものに対して行うものとする。  
(2) 在職年数が当該年度末において5年に達する者  
前項の表彰は同項第1号団長が(中略)、表彰状及び記章を授与するものとする。ただし、特段の事由があるときは、この限りではない。



第4分団班長  
大久保弘樹  
(中里)

第5分団班長  
柳谷裕之  
(百合が丘2)

第2分団班長  
萩野 禎  
(上町)

第2分団班長  
大木 健司  
(下町)

第1分団班長  
早瀬 龍海  
(山西)

(階級・在籍年数順)

### こんな訓練をしています



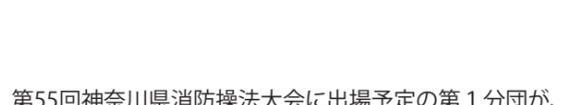
2023.04.16. 土砂災害対応訓練 (大磯町合同)  
土砂災害など広域災害につながる事案に対しては、日ごろから近隣市町との連携が重要です。



2023.05.14. 新入団員訓練 (二宮町民運動場)  
基礎技術の習得は安全な作業を行うために重要です。新入団員は4月～5月に3回の集合訓練を行います。



2023.07.30. 放水訓練 (緑が丘工業団地)  
分団ごとに定期的に、放水訓練を含む訓練を実施することで、有事の際に迅速に対応できるようにしています。



2023.08.26. 消防車両更改式 (法務局駐車場)  
旧車両から、新車両への更改に伴い、機関操作を中心に集中的な訓練を行いました。

2023.09.24. 体力錬成大会 (二宮町立体育館)  
消防訓練の基礎技術を競う、ファイヤーアスロン形式で、分団対抗での競技を行いました。

第55回神奈川県消防操法大会に出場予定の第1分団が、実施要領確認のために県消防学校で研修を行いました。



2023.07.30. 放水訓練 (緑が丘工業団地)  
分団ごとに定期的に、放水訓練を含む訓練を実施することで、有事の際に迅速に対応できるようにしています。



2023.09.16 湘南支部訓練 (県消防学校)  
平塚市、大磯町、二宮町の消防団から構成される神奈川県消防協会湘南支部では年に一度合同訓練を実施しています。



2023.12.09. 消防操法大会訓練 (県消防学校)



2023.12.09. 消防操法大会訓練 (県消防学校)

2023年度 全国統一防火標語

火を消して 不安を消して つなぐ未来

### コンパクトながら機動力を持つ二宮消防へ

令和6年1月1日に発災した、能登半島地震におきまして、多数の被災者が発生している現状を目の当たりにしております。犠牲になられた方々に対し、謹んでご冥福をお祈りし、心より哀悼の意を表します。

皆さま方には、平素より二宮町消防団の活動にご理解とご支援を賜り、深く感謝申し上げます。

昨年は、消防力の強化として第3分団消防ポンプ車両を更新いただきました。二度の道路交通法の改正により、普通自動車免許で運転できる車両がオートマ限定、車両総重量3.5トン未満となり、団員の保有資格によっては運転が制限されるという課題が生じていました。今回の更新はその課題を解決するものです。

さて、二宮町消防団では近年増加傾向にある広域災害に備え、近隣市町との連携を図ってきました。昨年は、大磯町消防団と土砂災害対応訓練やレイクウッドゴルフ場での消防訓練を合同で実施しました。山林火災を想定したこの消防訓練では、二宮町消防団5個分団の全車両を中継送水し、最後の第5分団のポンプ車両より第5分団及び大磯町消防団第9・10分団が連携しながら放水を行いました。一色地区など山林を共有している地域の連携として大変有意義な訓練でした。

また、昨年2月に発生した火災では、小田原市消防団第22分団にも出動いただきました。川句地区など境界が入り組んでいる地域に根付いている消防団にとって市町を超えた連携は、喫緊の課題であり、これをきっかけに合同訓練等を含めた交流を深めていきたいと考えております。

さらに、この火災においては、消防署を中心に消防団5個分団が一体となった対応をしました。これまでの統制はあるものの各個対応だったものから、より進化した戦略を示唆するものでした。今後、消防本部・消防署・消防団の連携をより強化することで、コンパクトながら機動力をもつ二宮消防の実現に向けて、取り組んでまいります。

消防団員におかれましては、町を守るという使命を帯びて、防災・減災に関わる活動をされていることに敬意を表すとともに、心より感謝申し上げます。ご家族の皆さまにおかれましても日頃よりご理解・ご協力いただき、心より感謝申し上げます。ぜひ、消防団活動に限らず、町内全域に広がる、お互いに顔が見える消防団ネットワークを活用していただき、困ったら助け合い、また喜びを共有できる関係を構築していただければ幸いです。

結びに、本年一年が災害のない明るい年でありますよう、心から祈念申し上げます。



二宮町消防団長 渡邊恒文

(縮小開催となった消防出初式での謝辞の内容を一部編集して掲載しました)



公務災害補償制度  
被服の貸与  
退職報償金  
表彰制度

【お問合せ】  
消防本部  
消防課庶務班  
☎72-0015

# 消防団員募集

町内在住・在勤で18歳以上の方なら、どなたでも応募できます

消防団員の服務・補償・表彰等は条例・規約・規程で定められています

- 二宮町消防団設置に関する条例(条例第25号)
- 二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例(条例第26号)
- 二宮町消防団員等公務災害補償条例(条例第11号)
- 二宮町消防団員服務規則(規則第12号)
- 二宮町消防団の組織等に関する規則(規則第10号)
- 二宮町消防団表彰規程(規程第8号)